

平成 22 年 10 月 7 日

平成 20 年度決算審査特別委員会の指摘事項に対する対応状況

**【文書指摘】**

## 平成20年度決算審査特別委員会 指摘事項一覧

### 【文書指摘】

- 1 災害時における個人情報保護のあり方について（防災局）…………… 1頁
- 2 日野郡民会議の今後のあり方について（総務部）…………… 2頁
- 3 新エネルギー - の導入促進について（総務部、生活環境部）…………… 3頁
- 4 職員のメンタルヘルス対策について（総務部、教育委員会）…………… 4頁
- 5 職員のコンプライアンス意識の徹底について（総務部、教育委員会）…………… 6頁
- 6 移住定住促進の取組について（企画部）…………… 8頁
- 7 余部鉄橋架替事業の投資効果について（企画部）…………… 8頁
- 8 地域生活支援事業「ひだまり」の利用者の自立支援について（福祉保健部）…………… 9頁
- 9 梨の生産振興について（農林水産部）…………… 10頁
- 10 なら枯れ被害の防止拡大について（農林水産部）…………… 11頁
- 11 土砂災害特別警戒区域の指定について（県土整備部）…………… 12頁
- 12 企業局の今後のあり方について（企業局）…………… 13頁
- 13 厚生病院改革プランの実効性の検証・評価と見直しについて（病院局）…………… 14頁

平成20年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

【文書指摘】

指摘事項	今後の対応	平成22年度事業名・予算(要求)額
<p><b>1 災害時における個人情報保護のあり方について</b></p> <p>台風、地震など災害時の救助活動は、一刻一秒を争うものであり、救助活動に時間がかかると尊い人命が損なわれることとなります。このため、日ごろから町内会や隣近所により、高齢者や障害者などの要援護者をはじめとする地域住民の情報を共有することにより、有事の際には円滑な救助活動を行うことが可能となります。</p> <p>しかし、平成17年の個人情報保護法の制定以降、個人情報保護に対する住民の過度な反応により、必要な名簿の作成ができないなどの弊害が起きているのが現状であります。</p> <p>何のために個人情報を集めるのか、また、個人情報を提供した場合のメリットを住民に啓発し、合意形成を図るとともに、防災における個人情報の受け皿である自主防災組織の設置促進を図り、その上で、町内会等における地域住民の個人情報の共有化を早急に行うことが可能となるよう、市町村と連携して取り組むべきであります。</p>	<p>災害による被害を減らすためには、住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守る共助の取組を推進する必要がある、それには、日頃から町内会などで地域住民の個人情報を共有し、災害時に円滑な救助活動ができるようにすることが大切である。</p> <p>しかし、町内会などによる個人情報の共有は、本人の意思を無視して行っても反発を招き、住民同士の助け合いに繋がらないことから、互いに顔の見える関係を築くこと、そしてお互いの個人情報を大切にしながら共有するメリットを理解し合うことにより促進していくことが適当と考える。</p> <p>そこで、市町村とより一層連携しながら、コミュニティ連携による地域防災・防犯力向上事業を通じて地域の主体的な取組を支援し、その成果を全県に広めて、自主防災組織の設置促進や活性化を図るとともに、個人情報を提供した場合のメリット等について各種の研修会や説明会などの際に、過剰反応の防止も含めて普及しているところ。</p>	<p>地域防災活動指導者養成事業 1,704千円</p> <p>コミュニティ連携による地域防災・防犯力向上事業 600千円</p> <p>防災・危機管理対策支援事業 42,500千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成 22 年度事業名・予算(要求)額
<p><b>2 日野郡民会議の今後のあり方について</b></p> <p>日野郡民会議は、鳥取県庁から最も遠くにある日野郡の諸課題に関する住民の意見を県政に反映させるため、平成14年からモデル事業として取り組まれています。</p> <p>当初は委員の応募は定数の2倍という状況でしたが、今期(第4期)は約6割が継続委員である上、定数を割った状況にあります。</p> <p>このことは、設置当時と比べて、情報化の進展や、県のみならず各町においても公聴制度が充実してきたこと等により、住民の郡民会議に対する関心が薄れてきたことの表れと推測されます。</p> <p>また、郡民会議に寄せられる意見も、具体的施策につながる内容へと進化してはいますが、産業、教育、福祉等広範にわたり、県及び日野郡3町で一体的に取り組むべき課題も多い状況となっています。</p> <p>一方で、昨年10月には中山間地域振興条例が制定され、これに基づいて中山間地域振興協議会を県内4地区に設置して、住民ニーズの把握や地域の実情に合った施策の検討を行っているほか、市町村間あるいは県と市町村など、新たな枠組みによる事務の執行について「連携・共同事務検討協議会」を県内4地区に設置して検討を始めているところであります。</p> <p>以上のことから、日野郡民会議は設立時のモデル事業としての役割を果たしており、地域の公聴機能を担うシステムも他に構築されていることから、その成果と課題を検証し、廃止あるいは他の協議会との統合も含め、今後のあり方を検討すべきであります。</p>	<p>日野郡民行政参画推進会議(以下「日野郡民会議」という。)は平成14年の設立後7年が経過し、その間に様々な意見が出され、県政に反映される等、一定の役割を果たしてきたところである。</p> <p>一方で、日野郡の課題は過疎・高齢化、産業振興、交通、住民福祉等多岐にわたり、その検討・解決は、県政だけでは対応ができず、町や民間団体等と協働・連携して進めていく必要があることが、日野郡民会議で出された意見等からも明らかとなってきている。</p> <p>このような中で、平成20年12月に設置した「日野地区中山間地域振興協議会」では、県・町・住民・民間団体・有識者等が協働・連携して住民ニーズや地域の課題を把握し、地域に必要な施策の検討を行っている。また、平成22年7月には県・日野郡3町の事務の共同処理等を進める「日野地区連携・共同協議会」が設置され、効率的な行政運営やサービスの維持・向上について協議が始まっている。</p> <p>これらのことから、日野郡民会議については、第4期委員の任期である平成22年7月8日をもって廃止した。</p>	<p>鳥取県日野郡民行政参画推進会議運営費 1,862 千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成 22 年度事業名・予算(要求)額
<p><b>3 新エネルギーの導入促進について</b></p> <p>地球温暖化への対応として、本県では太陽光発電、風力発電、中小水力発電、木質バイオマスなど様々な小型新エネルギー - の技術開発・導入を行っているところであります。</p> <p>その中でも、住宅用太陽光発電については、市町村と共同した補助などにより普及が進みつつありますが、他の新エネルギーについては、技術面・経済性など依然として課題があり、革新的な技術開発、導入支援制度の充実が必要であります。また、県有施設が新エネルギーを率先して導入し、県民・事業所等にPRを図るとともに、事業者の育成を図ることが期待されているところであります。</p> <p>このため、県においては山陰海岸学習館、西部総合事務所と食肉衛生検査所にペレットボイラーを導入しているところであります。</p> <p>しかし、その他の県有施設については、設計段階で新エネルギーの導入が検討されていないなど、県庁内で共通の見解が得られていないと思われる事例が見受けられます。</p> <p>については、今後も県有施設が改修・新築する場合は、新エネルギーを積極的に導入するよう県庁内で共通認識を徹底するとともに、新エネルギーの導入計画を策定することが必要であります。</p>	<p>平成22年度から、改正省エネ法や県地球温暖化対策条例の完全施行に伴い、県も一事業者として施設における省エネルギーや温室効果ガス排出削減の具体的な取組計画を策定することとしており、その計画の中に新エネルギーの導入計画を盛り込むこととする。</p> <p>新エネルギーに関する技術開発、導入促進は、とっとり発グリーンニューディールの主要な戦略項目であり、関係課で構成するワーキンググループにおいて効果的な施策の立案・調整を行っており、その中で県施設への新エネルギーの積極的導入についての共通認識の徹底を図る。</p>	<p>未利用エネルギーを活用した小水力発電導入検討事業【新規】 13,230 千円</p> <p>公営住宅ストック総合改善事業 (エコ改修) 【H21.6 補正】103,677 千円 【H22.2 補正】34,115 千円 計 137,792 千円 (太陽光発電設備の導入) 3,400 千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成 22 年度事業名・予算(要求)額
<p><b>4 職員のメンタルヘルス対策について</b></p> <p>厳しい財政状況の下、多くの自治体で業務の効率化が進められ、限られた人員で、一人ひとりが持てる能力を最大限に発揮し、県民の視点に立った行政サービスを効率よく提供することが求められるようになっていきます。</p> <p>しかし一方で、業務の多忙化や複雑化が進み、さらには、本人の能力や適性に応じた人材配置や業務量が確保されないこと、職場における人間関係の希薄化等が要因となって、本県においても、職場内で孤立し、仕事やストレスを抱え込むなどして、心身に不調をきたし、長期休職する職員は後を絶ちません。</p> <p>とりわけ、学校現場で児童・生徒を預かる教職員が心の病気により休職するケースは増加傾向にあり、そのうち約4割が再発しているという実態をみても、職場におけるメンタルヘルス対策は万全とはいえない状況にあります。</p> <p>メンタルヘルスは、セルフケア(自己管理)はもちろんのこと、職場の管理監督者が不調をきたした職員への初期対応を誤ると、病気が長期化・重症化したり、再発しやすくなることを十分認識し、日頃から風通しのよい職場環境づくりと早期発見・早期対応に努める必要があります。</p> <p>については、職員のメンタルヘルスを組織管理上の問題として再認識し、メンタル疾患の減少と再発防止のための実効性ある対策を早急に講じるべきであります。</p>	<p>(総務部)</p> <p>全国的にメンタル疾患による長期病休者(30日以上)の休暇・休職者)数が上昇する中、本県では、近年、以下のとおりメンタルヘルスの充実強化に取り組んできた結果、知事部局の職員の長期病休者数が横ばい状態になっており、先駆的な取り組みとして注目されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各職場への出前講座の開催、管理監督者研修及び職員人材開発センターと連携した一般職員研修(新規採用・新任係長・課長補佐等)等の普及啓発</li> <li>・本人及び所属長等からの相談を始めとし、ストレス度チェック、過重労働面接、新規採用職員面接等様々な機会を捉えた早期介入</li> <li>・健康管理担当保健師によるきめ細かな療養支援</li> </ul> <p>により、早期発見・発症防止や病気の遷延化・重症化を防止している。</p> <p>また、職場復帰に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「職場リハビリの実施」</li> <li>・精神科医師を構成員とする「健康管理審査会」での的確な復職審査</li> <li>・復職後の定期的なケア</li> <li>・復職した職員同士による当事者の会の開催</li> </ul> <p>等によりきめ細かな支援を行い再発防止に努めている。</p> <p>引き続き、メンタル疾患の早期発見・発症防止、円滑な職場復帰のための支援等を行っていきたい。</p> <p>しかしながら、ストレス要因は複雑化・多様化しており、職員一人ひとりが自らの特性に応じたストレス対応策を身につけ、ストレスによる疾患の発生を予防すること、組織全体及び個々の職場のストレス状態を把握し効果的な改善策を講じる必要がある。</p> <p>このため、平成22年度から職場環境改善のために取り組むべき課題の明確化、改善策の検討を行うため、全職員を対象とした「生活習慣・ストレス測定」を8月に実施したところ。(測定結果は11月頃)</p>	<p>メンタルヘルス等対策事業 7,600 千円</p> <p>うち「生活習慣・ストレス測定」 1,175 千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成 22 年度事業名・予算(要求)額
	<p>(教育委員会)</p> <p>県教育委員会では、教職員のメンタルヘルス対策は、県の教育行政を円滑に推進する上で重要であるとの認識に立ち、意識啓発のための研修会の開催、管理監督者のためのメンタルヘルス研修会の開催、職場適応相談会の開催、相談体制の整備などの予防策と「復職支援制度」による職場復帰訓練を実施することで円滑な職場復帰と再発防止に努めている。</p> <p>今後は、教育センター主催のフォローアップ研修、10年経験者研修及び管理職研修にメンタルヘルス研修のプログラムを取り入れることで研修の機会の拡充に努める。</p> <p>また、健康管理主事が、相談業務に専念できるよう、平成 21 年 12 月から一般事務の非常勤職員 1 名を配置しており、以下の業務の充実を図っている。</p> <p>〔 早期発見、早期対応のために実施するストレス度チェック後の相談用務  再発防止のために行う復職後の面談用務  ストレスが多いとされる初任者及び転任者等への巡回相談等 〕</p> <p>平成22年度からはセルフチェックとして定期健康診断時にメンタルヘルスチェックを実施し職員のストレス判定をすることに加え職場ごとのストレス判定をすることでラインによるメンタルヘルスケアの充実を図っている。</p> <p>今後、職場環境の改善策として、各所属や個人の課題に応じた対応支援策を講ずるために、専門機関によるストレス調査委託の導入を検討している。</p>	<p>教職員心の健康対策事業費 1,598 千円</p> <p>教職員健康管理事業費 29,403 千円 (雇用基金 2,422 千円)</p>





指摘事項	今後の対応	平成 22 年度事業名・予算(要求)額
	<p>全職員に対し、改めて公務員としての自覚と責任に関する意識を徹底するとともに、公金取扱の重要性に係る認識を再徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員への知事の緊急メッセージの周知徹底(H21.12.10)</li> <li>・「県民への誓い」の周知・徹底(H22.1.5)</li> <li>・管理職員に対する周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局内課長会議 H21.12. 8 開催</li> <li>県立学校事務長会 H21.12. 9 及び H22. 2. 17 開催</li> <li>県立学校長会 H21.12.25 及び H22.2.10 開催</li> </ul> </li> <li>・コンプライアンス確立に向けた取組に関する教育長名文書発出(H21.12.10)</li> <li>・コンプライアンス強化運動期間における重点的な取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>強化運動期間:H21.12.10 ~ 12.31(1回目)</li> <li>H22.3.1 ~ 4.30(2回目)</li> </ul> </li> <li>・鳥取県教職員コンプライアンス行動指針の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の不正経理処理を含め過去の不祥事を踏まえた全般的な見直し(H21.12.28)</li> </ul> </li> <li>・懲戒処分指針の見直し、不適正な経理処理に係る処分を厳格化(H21.12.10) <ul style="list-style-type: none"> <li>[平成 22 年度]</li> <li>「コンプライアンス確立本部」の対応方針に基づき、職員のコンプライアンス意識の徹底を図るとともに、不祥事の再発防止に向けた取組を進めている。</li> </ul> </li> <li>・職員の意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>「県民への誓い」の室内掲示、朝礼での唱和等(継続実施)</li> <li>コンプライアンス研修の実施(全所属での実施)</li> </ul> </li> <li>・管理職員に対する意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>県立学校長会 H22.8.18 開催</li> </ul> </li> <li>・適正な経理処理の確保に向けた点検 4～7月実施</li> </ul>	

指摘事項	今後の対応	平成 22 年度事業名・予算(要求)額
<p><b>6 移住定住促進の取組について</b></p> <p>移住定住促進の取組については、平成19年度から30年度までの累計で1,000人の目標を掲げ、県の相談窓口の設置や移住定住推進交付金を通じた市町村支援などが実施されています。</p> <p>この結果、市町村の窓口で把握している人数として、平成20年度は172人の実績があがっていますが、専任の職員を置いている自治体とそうでないところでその実績に大きな開きがあるのが実情であります。</p> <p>移住定住の取組は今後も積極的に推進すべきものであり、既に取組みが進んでいる市町への一層の支援に加え、取組みが遅れている市町村に対しては、人的支援も視野に入れた、より効果的な施策を行うなど、全県的な展開を図るべきであります。</p>	<p>IJUターンの促進については、平成19年から「移住定住サポートセンター」を設け、「鳥取来楽暮」をキャッチフレーズに、県内市町村とも連携して、相談体制の充実、情報発信の強化、受入体制の整備を進めている。</p> <p>この結果、移住定住者の実績は、平成19年度から平成21年度末までの累計で556人となり、今年度、平成22年度末における移住定住者の累計目標を、当初予定の750人から850人に上方修正したところである。</p> <p>移住定住者の受入に当たっては、最終的な受け入れ先となる市町村の取組みが重要であることから、各市町村の移住定住に関する多様な取り組みを促すため、「移住定住推進交付金」制度による財政的支援を行っているが、平成20年度に制度を創設して以来今年度で3年目となることもあり、今後より効果的な交付金となるよう見直しを行いたいと考えている。</p> <p>また、人的支援については、市町村の移住定住担当職員を対象に、移住定住促進への機運醸成やスキルアップ等を目的とした講座の実施や、県内の総合相談窓口としての「鳥取県移住定住サポートセンター」による市町村のバックアップを、引き続き行っていきたい。</p> <p>加えて、県の関係課による「IJU！鳥取来楽暮プロジェクトチーム」の横断的な取組などにより、全県的な移住定住促進を図っていきたい。</p>	<p>鳥取来楽暮(こらぼ)促進事業 ～とっとり移住定住支援～ 41,583 千円</p> <p>うち ・「移住定住推進交付金」 22,000 千円</p> <p>・「おもてなし講座」(市町村職員対象のスキルアップ講座) 420 千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成 22 年度事業名・予算(要求)額
<p><b>7 余部鉄橋架替事業の投資効果について</b></p> <p>余部鉄橋架替事業は、強風による列車の運休、遅延の削減を目的としており、平成22年度内の事業完了を目途に現在の鉄橋からPC橋への架替工事が鋭意進められているところであり、</p> <p>本事業の実施により、山陰本線の飛躍的な定時性の確保が見込まれますが、現在の列車ダイヤは、兵庫県浜坂駅を境に、東西の接続が分断されている状況にあり、抜本的なダイヤ改善が図られなければ、本事業の投資効果を十分に発揮することはできません。</p> <p>山陰本線は、兵庫県但馬地方と本県を結ぶ生活交通としての機能に加え、山陰海岸が世界ジオパークネットワークの国内候補地になったこともあり、京都・兵庫・鳥取の広域観光の輸送ルートとして今後一層重要な役割を担うこととなります。</p> <p>これらを踏まえ、本事業の遂行に併せ、西日本旅客鉄道に強く働きかけ、抜本的なダイヤ改善の実現に努めるべきであります。</p>	<p>去る8月12日に完成した新余部橋梁により、山陰本線の定時性が確保されたことから、兵庫県とも連携し、観光・経済・生活面で鉄道による但馬地方との交流促進が一層図られるようにすることが必要と考える。</p> <p>余部橋梁架替に伴う山陰本線のダイヤ改善については、これまで兵庫県と連携して、JR西日本に対し、特急列車の全便鳥取駅発着化、普通列車の直通化、普通列車の増便などの内容を逐次要望してきたところであり、去る5月12日には鳥取・兵庫両県知事がJR西日本の佐々木社長にダイヤ改善の要望を行った。</p> <p>山陰海岸が世界ジオパークネットワークに認定されれば、鳥取県東部地域と兵庫県但馬地域が一つのエリアとして活発な交流がなされるとともに、全国や海外からの観光客の来訪も期待され、これまで以上に山陰本線の果たす役割が重要となることから、今後も引き続き兵庫県と連携して、JR西日本に対し強力に働きかけていきたい。</p> <p>一方、利便性向上を図るためにも、その前提となる山陰本線の利用拡大が重要であることから、余部橋梁の架け替えを契機として、兵庫県但馬地域と鳥取県東部地域が連携を一層深め、交流の基盤である交通インフラを活用した広域観光を推進し地域振興を図るため、新橋の供用開始日(8月12日)に「兵庫県但馬・鳥取県東部地域の交通・観光連携協議会」を設立したところである。</p> <p>今後、同協議会において観光団体等と連携して、より一層利用促進に取り組んでいくとともに、山陰本線ダイヤの利便性向上につながる働きかけを強力に行っていきたい。</p>	<p>余部橋りょう架替支援事業 105,834 千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成 22 年度事業名・予算(要求)額
<p>8 地域生活支援事業「ひだまり」の利用者の自立支援について</p> <p>「ひだまり」は、児童養護施設などを退所した人たちや里親の元を離れた人たちが、社会的に生活することができるよう様々な支援や相談を実施しており、昨年度においては延べ人数で602人の相談・支援を実施しています。</p> <p>しかし、本事業は国庫補助金を受けたモデル事業であり、今後、児童養護施設などを退所した人たちや里親の元を離れた人たちが自ら助け合っていくことができるネットワークを構築するなど、本事業を利用者の自立につなげるようなステップアップの施策が必要であり、そのネットワーク構築に係る研究・検討を関係者の意見を良く聞きながら行うべきであります。</p>	<p>平成22年2月、県内の児童福祉施設等のOB・OGによる自助活動グループ「レインボーズ」が結成され、施設訪問、児童との交流、行事開催(ケーキづくり、サイクリング等)の活動を実施中である。</p> <p>利用者同士の連絡先名簿も「ひだまり」と「レインボーズ」により自主的に作成中。</p> <p>平成22年9月には、「ひだまり」受託先である児童養護施設協議会の職員、「レインボーズ」世話人と協議し、自立につながるステップアップやネットワーク構築のため利用者が必要と考える意見を伺い今後の取組みに活かしていく。</p>	<p>児童養護施設等退所児童(者)の自立と支援を充実するための調査・検討事業【新規】 517千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成 22 年度事業名・予算(要求)額																													
<p><b>9 梨の生産振興について</b></p> <p>本県の梨の生産は昭和58年をピークに減少を続け、平成20年度には生産農家、栽培面積とも1/3程度となっております。</p> <p>言うまでもなく、梨は鳥取県を代表する産品であり、次世代においても鳥取県を発信出来るブランドとして生産体制を構築する必要があります。</p> <p>県は、梨の生産振興を図るため、平成20年度までの10年間でハード、ソフト両面にわたって、次世代梨産地育成事業、21世紀園芸産地づくり事業、二十世紀梨再生促進事業等、約17億円に及ぶ梨の振興対策事業を繰り返して来ましたが、産地の縮小に歯止めがかかっていません。特にここ数年、価格の低迷、市場に出回る果物の多様化等その環境は益々厳しくなるばかりであり、農家の梨離れは急速に進んでおり、このままでは産地崩壊が心配されます。</p> <p>「作れば、売れる」という時代ではないことを十分に認識し、消費者ニーズに適合した生産・販売体制について抜本的対策を早急に再検討すべきであります。</p>	<p>平成20年に生産者、農業団体、大学、県が協力して産地再生の道筋を示した「鳥取県梨産業活性化ビジョン」を策定した。</p> <p>ビジョン達成のため、平成20年度から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園芸試験場、鳥取大学が育成した新品種を導入し、二十世紀梨を中心に据えた、オリジナル梨品種のシリーズ化の推進</li> <li>・二十世紀梨生産農家の経営安定のため、気象災害に強い網掛け施設等の導入支援</li> </ul> <p>に取り組んでいる。</p> <p>また、平成 21 年度からは、二十世紀梨の市場評価を高めるため、食味が向上する 9 月上旬以降の収穫・出荷への取り組みを推進しているところである。</p> <p>&lt;参考:これまでの鳥取オリジナル品種の生産販売概況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="922 651 1619 847"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成 2 0 年</th> <th colspan="2">平成 2 1 年</th> </tr> <tr> <th>出荷数量 (ヶ-ス/5kg)</th> <th>販売単価 (円/kg)</th> <th>出荷数量 (ヶ-ス/5kg)</th> <th>販売単価 (円/kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なつひめ</td> <td>53</td> <td>470</td> <td>1,047</td> <td>484</td> </tr> <tr> <td>新甘泉</td> <td>1,324</td> <td>503</td> <td>2,054</td> <td>499</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 22 年も新品種の販売は好調に推移した。最終的な市場単価はまだ確定していないが、現段階で次の単価を見込んでいる(全農とっとり2010.9.22 回答)</p> <p>新品種市場単価(推定)</p> <p>なつひめ : 560 円/kg</p> <p>新甘泉 : 540 円/kg</p> <p>&lt;参考:梨新品種導入面積の推移&gt; (単位:ha)</p> <table border="1" data-bbox="862 1118 1619 1198"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 18 年</th> <th>平成 19 年</th> <th>平成 20 年</th> <th>平成 21 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新品種面積</td> <td>16.0</td> <td>32.0</td> <td>49.0</td> <td>65.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>引きつづき、高品質な品種の導入と消費者の視点に立った産地づくりを産学官一体となって努力して進めていくとともに、生産、販売体制について関係団体等との検討を重ねていく。</p> <p>平成22年度は消費者に対し新品種も含めた梨の美味しさを理解してもらうため、PR活動に積極的に取り組んだ。首都圏を含め</p>		平成 2 0 年		平成 2 1 年		出荷数量 (ヶ-ス/5kg)	販売単価 (円/kg)	出荷数量 (ヶ-ス/5kg)	販売単価 (円/kg)	なつひめ	53	470	1,047	484	新甘泉	1,324	503	2,054	499		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	新品種面積	16.0	32.0	49.0	65.9	<p>次世代梨産地育成事業 55,827 千円</p> <p>二十世紀梨ブランド化事業 11,500 千円</p> <p>ブランド「ザ・二十世紀梨」事業 3,333 千円</p>
	平成 2 0 年		平成 2 1 年																												
	出荷数量 (ヶ-ス/5kg)	販売単価 (円/kg)	出荷数量 (ヶ-ス/5kg)	販売単価 (円/kg)																											
なつひめ	53	470	1,047	484																											
新甘泉	1,324	503	2,054	499																											
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年																											
新品種面積	16.0	32.0	49.0	65.9																											

指摘事項	今後の対応	平成 22 年度事業名・予算(要求)額																								
	た消費地での試食宣伝活動や新聞、雑誌での広報活動を幅広く展開した。今後も継続してPR活動を実施したい。																									
<p><b>10 なら枯れ被害の防止拡大について</b></p> <p>なら枯れ被害は平成3年に確認されて以来、県東部地区を中心に拡大を続け、平成21年(9月末)には、県内8市町で発生、被害木は11,128本(2,940m<sup>3</sup>)に及んでいます。</p> <p>その対策として、県はヘリコプターとGPSを活用して被害木を特定し、徹底駆除を行う市町に補助を行ってますが、被害は急速に拡大し、県西部にも拡大しつつあります。</p> <p>このままでは、大山周辺のミズナラ巨木群など本県が誇る美しい景観を形成している地域に被害が及ぶのは時間の問題となっています。</p> <p>このため、初期被害の発見を迅速に行うため、関係機関や他県との連携を一層強化するとともに、県民も巻き込んだ巡視活動を組織的に行うなど、広く県民運動を展開し、被害木の早期発見、早期駆除を徹底するなど、第二の松くい虫とならないよう、徹底した取り組みを早急に講じるべきであります。</p>	<p>関係機関や他県との連携</p> <p>県、市町及び森林管理署で構成する「鳥取県なら枯れ被害対策協議会」及び県・被害先端区域を有する市町などによる「鳥取県なら枯れ被害拡大防止プロジェクト会議」により、被害に関する情報と対策方針を共有し、各機関が連携した被害対策を実施する従来の取組に加え、対策効果の検証・見直し等、より一層の連携強化に取り組んでいる。</p> <p>また、なら枯れの激害地を有する近畿ブロック知事会関係府県及び中国地方各県との「なら枯れ被害に関する情報交換会」の開催により広域的な情報共有を図っているところであり、引き続き他県との連携を進め、被害発生状況、防除対策の情報収集等に積極的に取り組みたい。</p> <p>県民参加による被害拡大防止対策</p> <p>なら枯れのメカニズム等を周知するパンフレットを新たに作成・配布し、市町村や森林・林業関係者等に初期被害の早期発見を広く呼びかけ、早期の駆除に繋げている。</p> <p>また、一般県民による被害対策への参画について、比較的作業内容が容易で危険性の少ない粘着バンド設置による予防作業、被害木へのビニール被覆・しいたけ植菌による駆除作業へのボランティア参画等、県民の協力について可能な部分から導入を図っている。</p>	<p>なら枯れ対策事業 18,237 千円</p> <p>主な要求内容 新規要求</p> <table border="1" data-bbox="1648 424 2002 619"> <thead> <tr> <th>事業概要</th> <th>補助率</th> <th>要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘着バンド設置による予防</td> <td>3/4</td> <td>千円 1,627</td> </tr> </tbody> </table> <p>継続要求</p> <table border="1" data-bbox="1648 657 2002 1046"> <thead> <tr> <th>事業概要</th> <th>補助率</th> <th>要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害探査</td> <td>県実施</td> <td>千円 2,000</td> </tr> <tr> <td>被害先端区域の被害木駆除</td> <td>10/10</td> <td>5,810</td> </tr> <tr> <td>先端区域以外の被害木駆除</td> <td>3/4</td> <td>7,470</td> </tr> </tbody> </table> <p>なら枯れ被害緊急対策事業 【新規】 5,499 千円 【平成 22 年度 9 月補正対応】</p> <table border="1" data-bbox="1648 1200 2002 1394"> <thead> <tr> <th>事業概要</th> <th>補助率</th> <th>要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害先端区域の被害木駆除</td> <td>10/10</td> <td>千円 5,499</td> </tr> </tbody> </table>	事業概要	補助率	要求額	粘着バンド設置による予防	3/4	千円 1,627	事業概要	補助率	要求額	被害探査	県実施	千円 2,000	被害先端区域の被害木駆除	10/10	5,810	先端区域以外の被害木駆除	3/4	7,470	事業概要	補助率	要求額	被害先端区域の被害木駆除	10/10	千円 5,499
事業概要	補助率	要求額																								
粘着バンド設置による予防	3/4	千円 1,627																								
事業概要	補助率	要求額																								
被害探査	県実施	千円 2,000																								
被害先端区域の被害木駆除	10/10	5,810																								
先端区域以外の被害木駆除	3/4	7,470																								
事業概要	補助率	要求額																								
被害先端区域の被害木駆除	10/10	千円 5,499																								

指摘事項	今後の対応	平成 22 年度事業名・予算(要求)額
<p><b>11 土砂災害特別警戒区域の指定について</b></p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、県は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命、身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地を土砂災害特別警戒区域として指定することができることとなっています。</p> <p>このおそれがある箇所として現在6,168箇所が想定されていますが、実際に指定されているのは、平成20年度まででわずか2箇所に止まっています。</p> <p>当該区域に指定されることにより、特定開発行為の制限等、一定の私権の制限が課せられることとなりますが、近年、土砂災害による甚大な被害が各地で発生していることを踏まえ、これらの被害拡大を防止する観点からも、関係者の理解を得て、早急な指定に向けた取組みを行うとともに、治山、砂防対策の着実な推進を図るべきであります。</p>	<p>本県では、警戒避難体制の早期整備を図るため、土砂災害警戒区域として現在までに5,656箇所を指定している。</p> <p>土砂災害特別警戒区域の指定については、順次関係者の方々へ説明を行っているところであるが、立地抑制などの土地利用に制限がかかることから、理解を得ることが難しい状況である。</p> <p>しかしながら、土砂災害から県民の安全・安心を確保するためには、予算の関係から施設整備(ハード対策)がなかなか進まない中、区域指定などのソフト対策の推進は必要であり、引き続き趣旨を関係者へ十分に説明し、理解を得ながら、指定を行っていくこととしている。(平成22年8月31日現在234箇所指定済)</p> <p>また、治山、砂防事業については、今後も引き続き整備率の向上を図るため、事業費の確保を国へ要望していく。</p>	<p>復旧治山事業等 1,214,898 千円  【H22 当初】 1,013,610 千円  【H22.6 補正】 201,288 千円</p> <p>通常砂防事業等 3,824,000 千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成 22 年度事業名・予算(要求)額
<p><b>12 企業局の今後のあり方について</b></p> <p>企業局においては、平成18年10月に策定された「鳥取県企業局の今後のあり方」の実現に向けてコストの削減や経営の効率化に努めてきた一方で、工業用水の新規需要拡大や埋立地の販売促進では、思った以上に成果が上がっていない現状があります。</p> <p>この度、平成22年度までの経営改善5か年計画の進捗状況の検証や次期5か年計画の策定に向けた検討を行うため、企業局外部の委員による「企業局改善検討委員会」が設置されたところであります。</p> <p>しかしながら、この外部委員の評価の導入については、平成20年度に監査委員より指摘されていたにもかかわらず、委員会を立ち上げたのは平成21年10月であり、指摘より相当のずれがあります。監査委員からの指摘を真摯に受け止め、今期計画の評価及び次期計画の策定作業を早急に進めるべきであります。</p> <p>また、県政課題における企業局のあり方を含め、地方公営企業法に規定している公共の福祉の増進といった公営企業の本来目的に照らして、現在実施している3事業についての必要性、更には企業局そのものの必要性についても、幅広くかつ原点から議論を行い、検討を進めていくべきであります。</p>	<p>「鳥取県公営企業の今後の方向性検討委員会」を設置し、平成22年度までの経営改善5か年計画(H18～H22)の数値目標達成状況や具体的な取組状況について調査・検証を行って、平成22年4月に、経営改善状況の実績に対する中間評価をいただいている。</p> <p>引き続き、委員会及び実情調査ワーキングを開催し、企業局公営企業自体のあり方、3事業の意義・必要性、経営形態、経営の将来見通し及び今後の方向性などについて、他の公営企業の事例も参考としながら幅広い視点から議論を進めており、委員の意見を集約した提言の骨格をまとめることとしている。</p> <p>また、提言の骨格についてパブリックコメントを募集した上で、11月に最終提言をいただく予定としている。</p> <p>委員会からの提言を踏まえ、企業局のあり方を含めた次期経営改善計画を速やかに策定する。</p>	<p>検討委員会開催経費 379千円</p>



指摘事項	今後の対応	平成 22 年度事業名・予算(要求)額
<p><b>13 厚生病院改革プランの実効性の検証・評価と見直しについて</b></p> <p>平成20年度は、県立病院改革プランの初年度にあたります。改革プランには県立病院が果たすべき役割やその役割を果たして行くための改革戦略と併せて、経営改善に向けて医業収支の改善を図る経営効率化計画が示されています。</p> <p>厚生病院では、この経営効率化計画により、検査機器の総合リースや後発医薬品の採用の推進、SPDの導入による経費削減や在院日数の短縮による入院診療単価アップ等による収入増を図ってきたものの、20年度の決算において、純損失は5億4,704万円となり、5年連続して赤字という結果となりました。</p> <p>現在、医師及び看護師の確保による閉鎖病棟の再開等がなされたことにより一定の収入増は期待されるものの、このプランの目標を実現するためには、厚生病院を含めた中部医療圏域全体の人口構成、患者数、他病院の状況等の現状や動向を踏まえた厚生病院の医業収支改善のシミュレーションなどを行い、改革プランの検証と評価を行い、適宜改革プランを見直すこと等、その実効性について最大限の努力をすべきであります。</p>	<p>平成21年度は、医師の増員、7階病棟の再開等により、総収入で前年比約+5億3千万円余の増を計上し、収支も+2億4千万円改善したところである。</p> <p>平成22年度においては、6月から7:1看護体制を整えるなど、さらに収支改善が見込める状況である。</p> <p>今後も、患者動向、医療制度改正等を分析し、中部医療圏における厚生病院の役割を踏まえ、適宜改革プランの評価・見直しを行っていく。</p>	